

総 統 事 第 35 号
令 和 6 年 3 月 29 日

各 位

総 務 大 臣



経済センサス - 基礎調査の事前周知について (依頼)

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。
総務省では、令和6年6月に「経済センサス - 基礎調査」を実施します。

この調査は、我が国の全ての産業分野における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として、5年ごとに実施する政府の重要な調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）です。

「経済センサス - 基礎調査」のより円滑な実施に向け、調査の趣旨、必要性について広く御理解いただきたく、統計法第30条第1項に基づき協力を依頼いたします。貴団体に属する各企業等に対し、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事、広告の掲載等を通じて、「経済センサス - 基礎調査」の実施及び調査への御回答（特にインターネットでの回答を推奨）について御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の調査については、同時期に実施される「経済構造実態調査」と同時一体的に実施し、調査対象事業所の負担軽減を図ることとしています。

「経済センサス-基礎調査」に関する広報依頼（お願い）

総務省
令和6年3月

「経済センサス-基礎調査」の実施に先立ち、貴団体に属する企業等の皆様に当調査についてご周知いただきたく、お願いする次第です。

※ご周知いただく際には、別添の広報用素材を是非ご活用ください。

● 経済センサス-基礎調査とは

経済センサス-基礎調査は、我が国の全ての産業分野における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として、5年ごとに実施する調査です。

この調査は、政府の重要な調査であり、正確な統計を作成するため、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた**報告義務のある調査（基幹統計調査）**として実施いたします。

調査結果は、我が国の社会の発展を支える基礎資料として、国の各種行政施策をはじめ、地方公共団体における行政施策や民間企業における経営計画の策定など、さまざまな分野で活用されております。

詳しくは、同封のリーフレット及び経済センサス-基礎調査ホームページをご高覧ください。

経済センサス-基礎調査ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2024/index.html>



● 貴団体にご協力をお願いしたいこと

- ・ 貴団体において発行している機関誌（紙）などへの掲載
- ・ 貴団体のホームページへの掲載
（掲載いただける場合、別添「広報用素材」に掲載しているバナー等の用意もごさいます。）
- ・ 総会などで、「経済センサス-基礎調査」が実施される旨の案内
（数に限りはごさいますが、リーフレットの送付も可能です。）

など

以上、簡単にご案内を記載いたしましたが、経済センサス-基礎調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先までお気軽なくご連絡ください。

何卒よろしくお願いたします。

<連絡先>

総務省統計局事業所情報管理課経済センサス-基礎調査担当

メールアドレス：p-kikaku@soumu.go.jp

電話番号：03-5273-1105

- 貴団体のホームページや機関誌（紙）において、「経済センサス - 基礎調査」に関する記事やバナー等の掲載にご協力いただける場合は、以下「広報用素材について」をご参考にご活用くださいますようお願いいたします。
- 電子ファイルやリーフレットが必要な場合には2ページ目に記載の〈連絡先〉までご連絡ください。

■■ 広報用素材について ■■

1. 機関誌（紙）、ホームページへの掲載用（電子ファイル）

貴団体が発行される機関誌等の誌面やホームページにおいて、「経済センサス - 基礎調査」の記事や広告等の掲載を行っていただける場合には、以下の素材（①掲載用素材、②文例集）をお使いいただきますようお願いいたします。

①掲載用素材サイズ（予定）

- ア W240×H320
- イ W300×H250
- ウ W320×H100
- エ W190×H88

〔リンク先URL（経済センサス - 基礎調査 キャンペーンサイト）〕

<https://www.e-census2024.go.jp/>

②文例集

文例集は、貴団体ホームページの「お知らせ/インフォメーション」欄等への掲載においてご活用いただければ幸いです。

〔文例①〕（275文字）

総務省統計局では、令和6年6月に「経済センサス - 基礎調査」を実施いたします。

経済センサス - 基礎調査は、我が国の全ての産業分野における事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の基盤となる情報を整備することを目的とした統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査をお願いする事業所・企業の皆さまには、5月から順次、調査関係書類を郵送いたしますので、インターネットにより、ご回答をお願いいたします（郵送でご回答いただくこともできます。）。

詳しくは、以下の総務省統計局HPをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2024/index.html>

〔文例②〕（101文字）

総務省では、令和6年6月に「経済センサス - 基礎調査」（統計法に基づく基幹統計調査）を実施いたします。皆さまの調査へのご理解・ご回答をよろしくお願ひします。詳しくは、以下の総務省統計局HPをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2024/index.html>

2. 広報用リーフレット（紙及び電子ファイル）

本状に同封している広報用リーフレットについて、総会などで配布いただける場合は、紙の追加送付も対応いたしますので、＜連絡先＞までお問合せください。ただし、数に限りがございますので、部数について調整させていただく場合がございます。

上記に係る広報用素材について、ご不明な点やご希望等がありましたら、下記＜連絡先＞までお問合せください。

（お願い）

貴団体においてご協力いただいた内容（機関誌の写し、HPのURL等）について、メール等でお知らせいただければ幸いです。

＜連絡先＞

総務省統計局事業所情報管理課（経済センサス - 基礎調査担当）

電話：03-5273-1105（直通）

E-mail：p-kikaku@soumu.go.jp

あなたの会社も、
日本の経済です。



会社版・国勢調査

全国すべての事業所・企業が対象です

経済センサス

基礎
調査

調査へのご理解・ご回答をお願いします。

特設サイト4月公開

経済センサス2024

<https://www.e-census2024.go.jp/>



回答は、かんたん便利な
インターネットで!



総務省統計局

結果の公表時期



以下の時期に公表予定です。

速報結果 令和7年5月末

確報結果 令和7年12月末

結果の利活用



調査の結果は国及び地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

過去の調査結果など、調査についての詳しい内容は、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2024/index.html>



〈 経済センサスについて 〉

経済センサスは、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス-基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス-活動調査」の2つから成り立っています。

経済センサス-基礎調査

主な
内容

事業所・企業の属性など、**基本的な事項の把握に重点を置いた調査**

頻度

5年ごと
※前回 令和元年実施

経済センサス-活動調査

主な
内容

売上・費用、設備投資など、**事業所・企業の経済活動の把握に重点を置いた調査**

頻度

5年ごと
※前回 令和3年実施

経済センサス **基礎調査** とは？



調査の目的

我が国のすべての産業分野における **事業所・企業の産業、従業員規模等の基本的構造**を全国及び地域別に明らかにするとともに、**事業所・企業を対象とする各種統計調査の基盤となる情報を整備する**ことを目的としています。

調査結果は、こんなことに活用されます

各種行政
施策の立案

各種統計
調査の基盤

地域の
活性化施策

調査の概要

調査
対象

全国すべての事業所・企業
(但し、雇用者のいない個人経営の事業所等を除く)

調査
期日

令和6年 **6月1日** 現在

*** 回答期限にご注意ください ***



令和6年5月から順次、調査書類が郵送されます。

回答期限は

調査書類が届いてから約3週間後です。

※同時期に行われる経済構造実態調査や個人企業経済調査と一体的に調査を実施します。

主な調査事項

- 事業所の名称
- 法人番号
- 事業の内容
- 従業員数
- 所在地
- 年間総売上高

などの **基本項目のみ!**



調査の法的根拠

統計法(平成19年法律第53号) **に基づく**
基幹統計調査として実施します。

報告義務及び守秘義務



統計法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者(国の職員、業務を委託した民間事業者など)には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しており、これらに反したときには罰則が定められています。なお、ご回答いただいた内容を統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することはありませんので、安心してご回答ください。

調査の方法

調査は、国が業務を委託した民間事業者を通じて、**インターネット・郵送**で行います。

支所等を有する企業においては、本社にて本社分および支所等分を一括して回答いただく方法(本社等一括調査)により実施します。

インターネットによる回答



パソコンやスマートフォンなどでご回答ください。
この調査は、**インターネットでの回答を推奨**しています。

「インターネット回答トリセツ動画」を特設サイトで公開予定です

特設サイト4月公開

経済センサス2024

<https://www.e-census2024.go.jp/>

